

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第15号

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する里親（以下「里親」を「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親（次条第2項第4号において「里親等」に改める。

第3条第2項第4号中「里親」を「里親等」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。